

## 利用料金について

通所受給者証の交付を受けると、国と自治体から施設利用料の9割の給付を受け、自己負担1割で児童発達支援や放課後デイサービスを利用することができます。

利用料金は世帯収入によって月額0円、4,600円、37,200円と各市町村が設定します。

複数の事業所を利用される場合は、利用料金の上限を管理する事業所を決め、その事業所に対し利用料金の上限を管理してもらうための上限管理料を支払う必要がありますが、月額の利用料金のなかに含まれておりまして別で支払う必要はありません。上限管理を行っている事業所を利用していなくても利用料金が請求される場合は、この上限管理料の請求であることがあります。

◎以下に該当するお子さんは利用料金が軽減される制度もあります

\*多子軽減制度：子どもが複数いる家庭で、2人目以降の子どもが児童通所支援を利用する場合に利用者負担が軽減される制度。(第2子軽減=100分の5、第3子軽減=0円)

\*満3歳になって初めての4月1日~3年間は利用料無償の対象となります。無償化にあたり、新たな手続きは必要ありません。

### 複数の事業所を利用している場合：上限管理について

複数の事業所を利用している場合に各事業所で利用料金を支払う場合があります。

◎3つの事業所を利用しており、利用料金が月額4,600円のご家庭の場合

例) 上限管理を行っている事業所を主に利用していた場合

上限管理事業所



利用料金：4600円



1100円



1000円

= 当月実質利用料金：6700円

この場合、上限管理により月額の利用料は4600円となり、上限管理事業所より利用料金が請求されます。

例) 上限管理を行っている事業所の利用が少なかった場合

上限管理事業所



利用料金：1000円



3600円



500円

= 当月実質利用料金：5100円

この場合、上限管理事業所のみでは上限の4600円に達しなかったことから、2つ目の事業所からも利用料金が請求されます。

例) 各事業所の利用が少なかった場合

上限管理事業所



利用料金：1500円



1000円



1000円

= 当月実質利用料金：3500円

この場合、ひと月の利用料金が上限の4600円に達していないことから、各事業所より利用料金が請求されます。